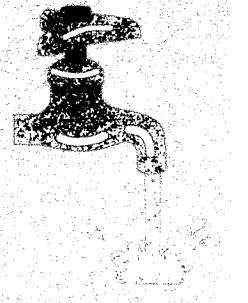


【国の物価高騰交付金活用事業】

平川市水道基本料金の減免

または助成を行います



市ではエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民などを支援するため、国の物価高騰交付金を活用して水道基本料金の減免または助成を行います。

水道基本料金の減免について

●減免の対象者

平川市または久吉ダム水道企業団から給水を受けている方（地方公共団体が所有管理している施設は対象外） ※申請不要

●減免する額

2月請求（1月使用分）から4月請求（3月使用分）の基本料金とメーター使用料

【問合せ】 上下水道課 総務係 ☎55-5383（本庁舎3階15番窓口）

井戸水や町会などが管理する水道のみを利用している方への助成について

●助成の対象者

水道基本料金の減免対象者に該当しない方で、令和7年1月から3月の間に平川市住民基本台帳に記載された住所地の世帯の方（ただし、世帯につき1人のみとし、同一の住所地に2世帯以上が居住する場合は、1世帯分のみとします。）

●助成する額

1か月あたり2,080円
1月から3月のうち、実際に居住した月数分
※助成金の交付は4月中旬

●申請書類の提出について

市民課生活環境係、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所

●申請に必要な書類について

①申請書

※申請書は市民課または各支所に用意しています。

※市ホームページからダウンロードできます。

②添付書類

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）
- ・通帳の写し

●申請受付期間

1月15日(水)～3月31日(月)

【問合せ】 市民課 生活環境係 ☎55-5892（本庁舎2階4番窓口）